新旧対照表（千葉市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部改正）

|  |  |
| --- | --- |
| 改正前 | 改正後 |
| 千葉市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例 | 千葉市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例 |
| 目次　（略）  第１章（略）  第２章　人員に関する基準  第３条　（略）  ２～５（略）  ６　第１項第３号から第６号までの規定にかかわらず、サテライト型小規模介護老人保健施設（当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の介護老人保健施設若しくは介護医療院又は病院若しくは診療所（以下「本体施設」という。）との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営され、入所者の在宅への復帰の支援を目的とする定員２９人以下の介護老人保健施設をいう。以下同じ。）の支援相談員、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士、栄養士若しくは管理栄養士又は介護支援専門員については、次に掲げる本体施設の場合は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型小規模介護老人保健施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。  （１）・（２）（略）  （３）病院　栄養士**若しくは**管理栄養士（病床数１００以上の病院の場合に限る。）**又は介護支援専門員（健康保険法等の一部を改正する法律（平成１８年法律第８３号）附則第１３０条の２第１項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第２６条の規定による改正前の法第４８条第１項第３号に規定する指定介護療養型医療施設の場合に限る。）**  （４）（略）  ７（略）  第３章（略）  第４章　運営に関する基準  （内容及び手続の説明並びに同意）  第６条（略）  ２（略）  （１）（略）  （２）**磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物**  をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法  ３～６（略）  第７条～第１７条（略）  （必要な医療の提供が困難な場合等の措置等）  第１８条　介護老人保健施設の医師は、入所者の病状からみて当該介護老人保健施設において自ら必要な医療を提供することが困難であると認めたときは、**協力病院**その他適当な病院若しくは診療所への入院のための措置を講じ、又は他の医師の対診を求める等診療について適切な措置を講じなければならない。  ２～４（略）  第１９条～第２４条（略）  （管理者による管理）  第２５条　介護老人保健施設の管理者は、専ら当該介護老人保健施設の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該介護老人保健施設の管理上支障のない場合は、**同一敷地内にある**他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとし、管理者が本体施設（介護老人保健施設に限る。以下この条において同じ。）に従事する場合であって、当該本体施設の管理上支障のない場合は、サテライト型小規模介護老人保健施設、サテライト型特定施設（千葉市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２４年千葉市条例第６５号）第１３０条第４項に規定するサテライト型特定施設をいう。）又はサテライト型居住施設（同条例第１５１条第４項に規定するサテライト型居住施設をいう。）の職務に従事することができるものとする。  第２７条～第３１条　（略）  （衛生管理等）  第３２条　（略）  ２　介護老人保健施設は、当該介護老人保健施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。  （１）当該介護老人保健施設における感染症**又は**食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね３月に１回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。  （２）当該介護老人保健施設における感染症**又は**食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。  （３）・（４）　（略）  **（協力病院）**  第３３条　**介護老人保健施設は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力病院を定めておかなければならない。**  （新設）  （新設）  （新設）  （新設）  **２**（略）  （掲示）  第３４条　介護老人保健施設は、当該介護老人保健施設の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、**協力病院**、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項  を掲示しなければならない。  ２　介護老人保健施設は、**前項に規定する事項**を記載した書面を当該介護老人保健施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、**同項**の規定による掲示に代えることができる。  （新設）  第３５条～第３９条の２（略）  （新設）  第４０条　（略）  　（記録の整備）  第４１条　（略）  ２　介護老人保健施設は、入所者に対する介護保健施設サービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存しなければならない。  （１）（略）  （２）第１１条第４項**に規定する**居宅において日常生活を営むことができるかどうかについての検討の内容等の記録  （３）第１２条第２項**に規定する**提供した具体的なサービスの内容等の記録  （４）第１５条第５項**に規定する**身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録  （５）第２４条**に規定する**市町村への通知に係る記録  （６）第３７条第２項**に規定する**苦情の内容等の記録  （７）第３９条第３項**に規定する**事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録  第５章　ユニット型介護老人保健施設の基本方針並びに施設、設備及び運営に関する基準  第１節・第２節（略）  第３節　運営に関する基準  第４５条～第５０条（略）  （勤務体制の確保等）  第５１条（略）  ２～４　（略）  （新設）  **５**（略）  第５２条～第５３条（略）  （電磁的記録等）  第５４条　介護老人保健施設及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第９条第１項（第５３条において準用する場合を含む。）及び第１２条第１項（第５３条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録**（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）**により行うことができる。  ２（略）  以下（略） | 目次　（略）  第１章（略）  第２章　人員に関する基準  第３条　（略）  ２～５（略）  ６　第１項第３号から第６号までの規定にかかわらず、サテライト型小規模介護老人保健施設（当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の介護老人保健施設若しくは介護医療院又は病院若しくは診療所（以下「本体施設」という。）との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営され、入所者の在宅への復帰の支援を目的とする定員２９人以下の介護老人保健施設をいう。以下同じ。）の支援相談員、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士、栄養士若しくは管理栄養士又は介護支援専門員については、次に掲げる本体施設の場合は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型小規模介護老人保健施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。  （１）・（２）（略）  （３）病院　栄養士**又は**管理栄養士（病床数１００以上の病院の場合に限る。）  （４）（略）  ７（略）  第３章（略）  第４章　運営に関する基準  （内容及び手続の説明並びに同意）  第６条（略）  ２（略）  （１）（略）  （２）**電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第５４条第１項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）**をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法  ３～６（略）  第７条～第１７条（略）  （必要な医療の提供が困難な場合等の措置等）  第１８条　介護老人保健施設の医師は、入所者の病状からみて当該介護老人保健施設において自ら必要な医療を提供することが困難であると認めたときは、**協力医療機関**その他適当な病院若しくは診療所への入院のための措置を講じ、又は他の医師の対診を求める等診療について適切な措置を講じなければならない。  ２～４（略）  第１９条～第２４条（略）  （管理者による管理）  第２５条　介護老人保健施設の管理者は、専ら当該介護老人保健施設の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該介護老人保健施設の管理上支障のない場合は、  他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとし、管理者が本体施設（介護老人保健施設に限る。以下この条において同じ。）に従事する場合であって、当該本体施設の管理上支障のない場合は、サテライト型小規模介護老人保健施設、サテライト型特定施設（千葉市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２４年千葉市条例第６５号）第１３０条第４項に規定するサテライト型特定施設をいう。）又はサテライト型居住施設（同条例第１５１条第４項に規定するサテライト型居住施設をいう。）の職務に従事することができるものとする。  第２７条～第３１条　（略）  （衛生管理等）  第３２条　（略）  ２　介護老人保健施設は、当該介護老人保健施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。  （１）当該介護老人保健施設における感染症**及び**食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね３月に１回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。  （２）当該介護老人保健施設における感染症**及び**食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。  （３）・（４）　（略）  **（協力医療機関等）**  第３３条　**介護老人保健施設は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関（第３号の要件を満たす協力医療機関にあっては、病院に限る。）を定めておかなければならない。ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。**  **（１）入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。**  **（２）当該介護老人保健施設からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。**  **（３）入所者の病状が急変した場合等において、当該介護老人保健施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。**  **２　介護老人保健施設は、１年に１回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出なければならない。**  **３　介護老人保健施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成１０年法律第１１４号）第６条第１７項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第７項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第８項に規定する指定感染症又は同条第９項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。**  **４　介護老人保健施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。**  **５　介護老人保健施設は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該介護老人保健施設に速やかに入所させることができるように努めなければならない。**  **６**（略）  （掲示）  第３４条　介護老人保健施設は、当該介護老人保健施設の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、**協力医療機関**、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項**（以下この条において単に「重要事項」という。）**を掲示しなければならない。  ２　介護老人保健施設は、**重要事項**  を記載した書面を当該介護老人保健施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、**前項**の規定による掲示に代えることができる。  **３　介護老人保健施設は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。**  第３５条～第３９条の２（略）  **（入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置）**  **第３９条の３　介護老人保健施設は、当該介護老人保健施設における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該介護老人保健施設における入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催しなければならない。**  第４０条　（略）  　（記録の整備）  第４１条　（略）  ２　介護老人保健施設は、入所者に対する介護保健施設サービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存しなければならない。  （１）（略）  （２）第１１条第４項**の規定による**居宅において日常生活を営むことができるかどうかについての検討の内容等の記録  （３）第１２条第２項**の規定による**提供した具体的なサービスの内容等の記録  （４）第１５条第５項**の規定による**身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録  （５）第２４条**の規定による**市町村への通知に係る記録  （６）第３７条第２項**の規定による**苦情の内容等の記録  （７）第３９条第３項**の規定による**事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録  第５章　ユニット型介護老人保健施設の基本方針並びに施設、設備及び運営に関する基準  第１節・第２節（略）  第３節　運営に関する基準  第４５条～第５０条（略）  （勤務体制の確保等）  第５１条（略）  ２～４　（略）  **５　ユニット型介護老人保健施設の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。**  **６**（略）  第５２条～第５３条（略）  （電磁的記録等）  第５４条　介護老人保健施設及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第９条第１項（第５３条において準用する場合を含む。）及び第１２条第１項（第５３条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録  により行うことができる。  ２（略）  以下（略） |
|  |  |

備考　改正箇所は、下線が引かれた部分である。